

## サービスと利用料金

当事業所では、利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

## (1) 介護保険の給付の対象となる訪問介護サービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(9割～7割)が介護保険から給付されます。

## ＜サービスの概要と利用料金＞

- |   |
|---|
| ○身体介護<br>入浴・排せつ・食事等の介護を行います。<br>○生活援助<br>調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をいたします。 |
|---|

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

## ① 身体介護

- 安否確認・観察・バイタル・睡眠管理・移動移乗介助・身体の清潔・陰部清拭・入浴介助・排せつ介助・オムツ交換・食事準備・食事介助・口腔ケア・体位変換・服薬介助・通院及び外出の支援(介助)・事故防止・精神的支援・その他の介助

## ② 生活援助

- 調理・衣類の洗濯及び補修・掃除・買い物・薬とり・入浴の世話・身の世話・相談・他の家事

## ③ その他のサービス

- 介護相談・その他の相談

## ＜サービス利用料金＞

- ① 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用料金から負担割合に応じた金額(自己負担額)をお支払い下さい。ただし、介護保険の給付費の範囲を超えたサービス利用は、自己負担となります。
- ② それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。

(下記の自己負担額は、1割負担の場合を表しています)

		(1) 20分以上 30分未満	(2) 30分以上 1時間未満	(3) 1時間以上 1時間半未満	(4) 1時間以上 (30分増す毎に)
身体 介護	1. 利用料金	2,500円	3,960円	5,790円	840円追加
	2. うち、介護保険から 給付される金額	2,250円	3,564円	5,211円	756円追加
	3. サービス利用に係る 自己負担額	250円	396円	579円	84円 追加

	サービスに要する時間	(1) 20分以上 45分未満	(2) 45分以上		通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	
生活援助	4. 利用料金	1,830円	2,250円	通乗 院降 等介 の助 た め の	7. 利用料金	990円
	5. うち、介護保険から給付される金額	1,647円	2,025円		8. うち、介護保険から給付される金額	891円
	6. サービス利用に係る自己負担額	183円	225円		9. サービス利用に係る自己負担額	99円
身生活介護 にを 引き う 続 場 合	サービスに要する時間	(1) 20分以上	(2) 70分以上			
	10. 利用料金	670円	2,010円			
	11. うち、介護保険から給付される金額	603円	1,809円			
	12. サービス利用に係る自己負担額	67円	201円			

特定事業所加算（Ⅱ）	所定の単位数から10%に相当する単位を加算	
初回加算	1. 加算料金	2,000円
	2. うち、介護保険から給付される金額	1,800円
	3. 加算に係る自己負担額 (1-2)	200円
①利用者が過去2月に、当該事業所からサービス提供を受けていない場合 ②サービス提供責任者が同行訪問した場合 (※1月につき)		
緊急時訪問介護加算	1. 加算料金	1,000円
	2. うち、介護保険から給付される金額	900円
	3. 加算に係る自己負担額 (1-2)	100円
利用者等から要請された身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断され、緊急に行った場合(※1回につき)		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1. 加算料金	所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算した額

加 算		2. うち、介護保険から給付される金額	9割
		3. 加算に係る自己負担額 (1-2)	1割
	通常の実施地域（宮守町を除く遠野市内）を越えてサービスを行った場合		
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1. 加算料金	1,000円
		2. うち、介護保険から給付される金額	900円
		3. 加算に係る自己負担額 (1-2)	100円
	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、この訪問介護計画に基づくサービス提供を行った場合。 ※当該計画に基づく初回の訪問介護が行われた日の属する月に算定		
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1. 加算料金	2,000円
		2. うち、介護保険から給付される金額	1,800円
		3. 加算に係る自己負担額 (1-2)	200円
① 訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションの一環として利用者宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と共同で行ったアセスメント結果に基づき生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合。 ② 当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携して、訪問介護計画に基づくサービス提供を行った場合。 ※当該計画に基づく初回の訪問介護が行われた日の属する月から、3カ月間算定（※1月につき） ※生活機能向上連携加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。			
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定の単位数に13.7%の処遇改善加算を加算。		
介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定の単位数に6.3%の特定処遇改善加算を加算。		
新型コロナウイルス感染症への対応	所定の単位数に0.1%加算。（1月につき）		

※新型コロナウイルス感染症への対応にかかる加算は令和3年9月30日までとなります。

☆ サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

\*（例）2人の訪問看護員でサービスを行う場合

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ＜ サービスの概要と利用料金 ＞

#### ①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間以上 (30分増す毎 に)
身体介護	2,500円	3,960円	5,790円	840円追加

	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	1,830円	2,250円

☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

#### ②その他

○ 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は、利用者の負担となります。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

○ プランに基づきサービスの提供を行いますが、都合により予定を変更せざるを得ない場合は、双方協議調整により訪問日・時間の変更をすることができます。無料です。

○ 当該利用者に関するサービス実施記録の謄写物の交付を受ける場合は、1枚当たり10円をいただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

## (1) 介護保険の給付の対象となる介護予防訪問介護サービス

### <サービスの概要と利用料金>

○身体介護 入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
○生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。
※上記のサービスは、例えば利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

☆サービスの実施頻度は、介護予防サービス・支援計画書又は介護予防マネジメント計画書（以下「介護予防ケアプラン」という。）において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、第1号訪問事業計画書（以下「サービス計画書」という。）において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
訪問型サービス費Ⅰ	週1回程度
訪問型サービス費Ⅱ	週2回程度
訪問型サービス費Ⅲ	週2回超

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予防ケアプランがある場合には、それを踏まえたサービス計画書に定められます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防ケアプランに位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、サービス計画書に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、地域包括支援センター等と調整の上、支給区分の変更、介護予防ケアプランの変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

#### ① 身体介護

○安否確認・観察・バイタル・睡眠管理・移動移乗介助・身体の清潔・陰部清拭・入浴介助・排せつ介助・オムツ交換・食事準備・食事介助・口腔ケア・体位変換・服薬介助・通院及び外出の支援（介助）・事故防止・精神的支援・その他の介助

#### ② 生活援助

☆第1号訪問介護は、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。

☆そのため、下記のサービスは、例えば利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

○調理・衣類の洗濯及び補修・掃除・買い物・薬とり・入浴の世話・身の世話・相談・他の家事

#### ③ その他のサービス

○介護相談・その他の相談

### <介護予防訪問介護サービス利用料金>

☆利用料金は1回当りの利用料金に対し、利用回数を乗して計算します。ただし、利用回数が想定回数を超える場合は月額制となります。介護予防ケアプランにおいて位置づけられた支給区分によって次のとおりとなりますが、利用料金から負担割合に応じた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

(下記の自己負担額は、1割負担の場合を表しています)

支給区分	訪問型サービス費Ⅰ (事業対象者・要支援1、2) (週1回程度利用)	訪問型サービス費Ⅱ (事業対象者・要支援1、2) (週2回程度利用)	訪問型サービス費Ⅲ (要支援2) (週2回を超過利用)
1. 利用料金	268円/回 (月4回までの利用) 1,176円/月 (月4回を超過利用)	272円/回 (月8回までの利用) 2,349円/月 (月8回を超過利用)	287円/回 (月8回までの利用) 3,727円/月 (月8回を超過利用)
2. うち介護保険から 給付される額	10,584円/月 (月4回を超過利用)	21,141円/月 (月8回を超過利用)	33,543円/月 (月8回を超過利用)

加 算	初回加算	1. 加算料金	2,000円
		2. うち、介護保険から給付される金額	1,800円
		3. 加算に係る自己負担額 (1-2)	200円
	①利用者が過去2月に、当該事業所からサービス提供を受けていない場合 ②サービス提供責任者が同行訪問した場合 (※1月につき)		
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1. 加算料金	所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算した額
		2. うち、介護保険から給付される金額	9割
		3. 加算に係る自己負担額 (1-2)	1割
	通常の実施地域(宮守町を除く遠野市内)を越えてサービスを行った場合		
	生活機能向上連携加算(I)	1. 加算料金	1,000円
		2. うち、介護保険から給付される金額	900円
3. 加算に係る自己負担額 (1-2)		100円	
③ 訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションの一環として利用者宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、共同で行ったアセスメント結果に基づきサービス計画書を策定した場合。 ④ 当該理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と連携して、サービス計画書に基づくサービス提供を行っている場合。 ※当該計画書に基づく初回の訪問介護が行われた日から、3カ月間算定(※1月につき)			
介護職員処遇改善加算(I)	所定の単位数に13.7%の介護職員処遇改善加算を加算。		
介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定の単位数に6.3%の介護職員等特定処遇改善加算を加算。		

※新型コロナウイルス感染症への対応として、1か月につき0.1%所定単位数に加算されます。

(新型コロナウイルス感染症への対応にかかる加算は令和3年9月30日までとなります)

- ☆ 以下の各号該当する場合には、日割り計算によりそれぞれの単価に基づいて利用料金を計算します。
- 一 月途中で要支援度が変更となった場合
  - 二 月途中で要介護から要支援又は事業対象者に変更となった場合
  - 三 月途中で要支援又は事業対象者から要介護に変更となった場合
  - 四 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ☆ 利用者がまだ要支援状態区分等の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援状態区分等の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

## （２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

- 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は、利用者の負担となります。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。
  - プランに基づきサービスの提供を行います。都合により予定を変更せざるを得ない場合は、双方協議調整により訪問日・時間の変更をすることができます。無料です。
  - 当該利用者に関するサービス実施記録の謄写物の交付を受ける場合は、1枚当たり10円をいただきます。
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。